

平成24年2月

宇治市指定給水装置工事事業者 様

宇治市水道部工務課

給水管（メータ口径φ40mm）の構造変更について（通知）

日頃から、本市水道事業にご協力いただきありがとうございます。

本市の給水装置工事基準では、メータ口径φ40mmの構造は、割丁字管又は丁字管で分岐し敷地内に設置した仕切弁までダクタイル鋳鉄管（φ75mm）で配管することになっていますが、工事費が高額となることや施工スペースの確保が難しいことなどから、構造の変更を検討してまいりました。

検討の結果、施工性・経済性を考慮し、給水管（メータ口径φ40mm）の構造を変更することに決定いたしました。

詳細につきましては、以下のとおりとしますのでよろしく申し上げます。

記

1 変更内容（裏面に構造図掲載）

（分岐方法）

割丁字管・丁字管



サドル付分水栓

（管種・口径）

ダクタイル鋳鉄管（DIP-Kφ75）



耐衝撃性塩化ビニル管

耐衝撃性塩化ビニル管（HIVPφ40）

（HIVPφ40）

2 適用時期

平成24年4月1日以降に受付する給水装置工事申込書から適用します。

3 注意事項

メータ口径φ50mmの構造につきましては、変更はありませんので従来どおりとなります。

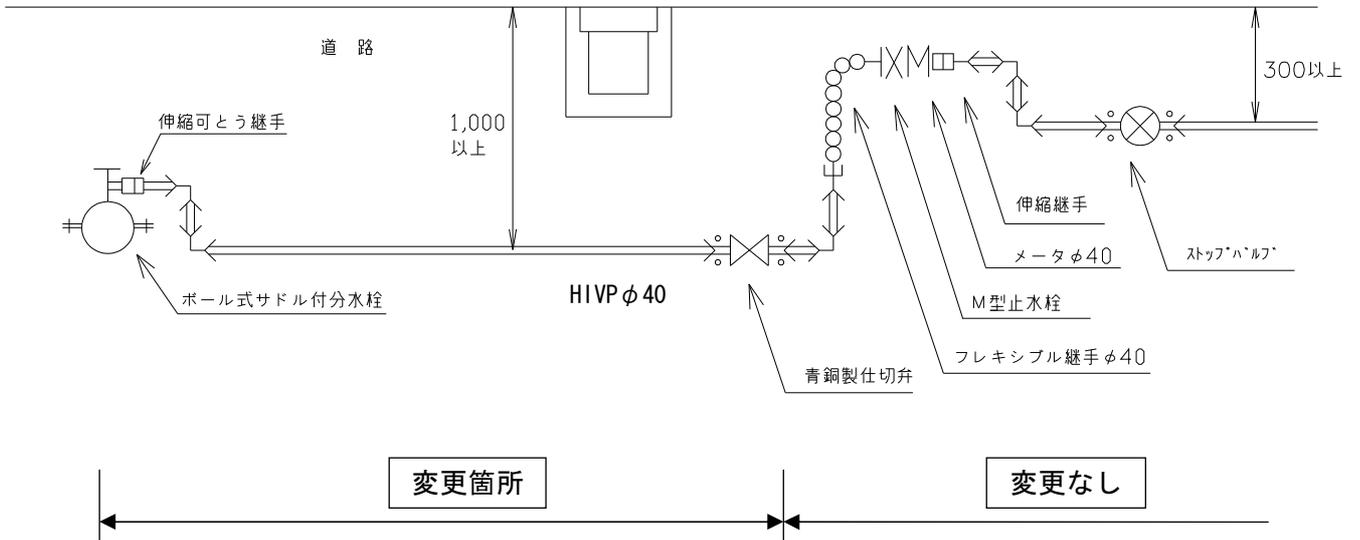
※ 構造変更に伴い「給水装置工事基準」及び「直結給水の範囲拡大に関する取扱要領」を一部改正いたします。

また、平成23年4月から実施している配水管工事における耐震形ダクタイル鋳鉄管（NS形）使用に伴う「配水管工事基準」も改正いたしております。

改正版は、平成24年3月1日から宇治市ホームページに掲載しますので、改正ページを印刷のうえ差し替えてください。

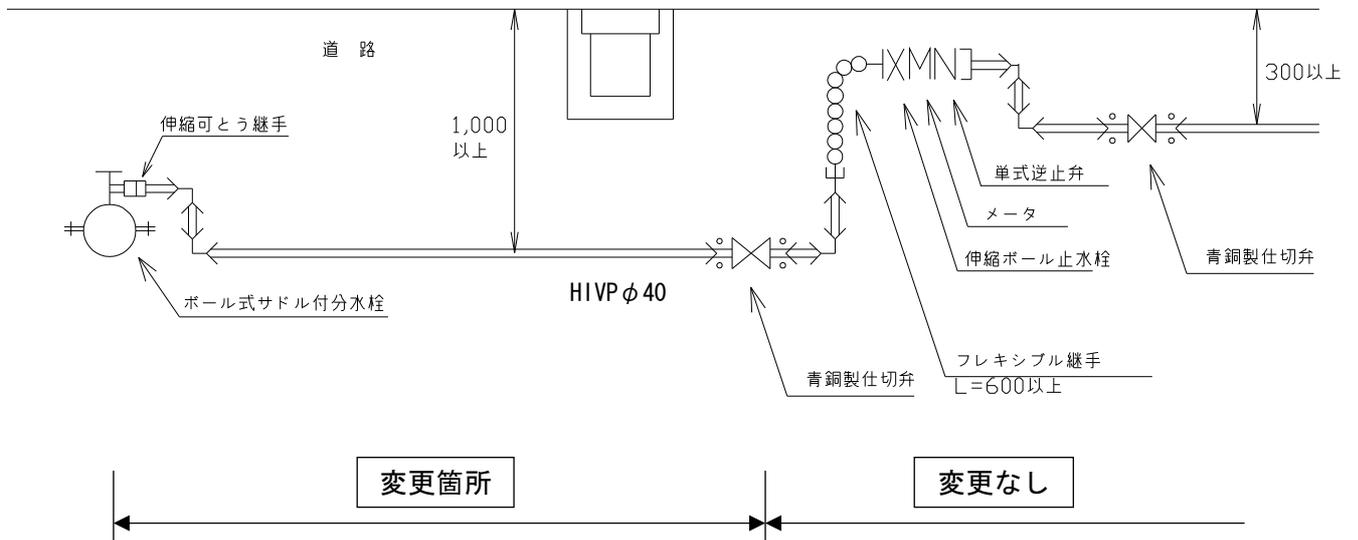
【 給水管の構造 (φ40 mm)】

◎ 一般の場合 (受水槽式給水など)



※ 道路部分については、埋設標識シートにより管を表示すること。

◎ 直結式給水の場合 (マンションなど)



※ 「直結給水の範囲拡大に関する取扱要領」を適用するマンションなどの建築物については、現行どおり単式逆止弁などを設置する必要があります。